

合同会社ライフハピネス 介護事業グループご検討いただくための大切なご案内

この度は、数あるデイサービスの中から私どもの施設をご検討いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

当デイサービスは、別組織のリハビリ専門職と連携することで、お客様一人ひとりに合わせた質の高い機能訓練を提供できる点が大きな強みです。

「独自性」と「強み」と「差別化」について

私どものデイサービスでは、理学療法士、作業療法士、鍼灸あんまマッサージ師、柔道整復師、運動機能訓練などといった各分野の専門職が、必要に応じてお客様の評価や専門的な機能訓練に関する助言を行います。

さらに、お客様の状態に合わせた個別機能訓練を提供することで、より効果的なリハビリテーションを目指します。

これは、通常のデイサービスでは提供が難しい専門性の高いサービスであり、お客様が安心して、そして効果的に介護保険内での機能訓練等を受けていただけるよう努めております。

「機能訓練、個別機能訓練」と「リハビリテーション、モビライゼーション、リラクゼーション、あんまマッサージ」の違いについて。

お客様に安心してサービスをご利用いただくため、デイサービスで提供できるサービスと、それ以外のサービスについてご説明いたします。

* デイサービスで行える*「機能訓練」「個別機能訓練」：

これらは、日常生活動作の維持・向上を目的とした訓練であり、介護保険サービスの範囲内で提供されます。

私どものデイサービスでは、上記専門職の助言のもと、お客様の身体状況や目標に合わせた個別のライフハピネスデイサービス個別プログラムを作成し、機能の維持・回復を支援します。

「リハビリテーション」「モビライゼーション」「リラクゼーション」「あんまマッサージ」：

これらの用語は、医療機関や治療院などで提供される、より専門的な治療や施術を指す場合があります。

当デイサービスでは、上記専門職による助言や個別機能訓練は提供いたしますが、医療行為

としての診断、治療、あるいは直接的な医療保険適用となるリハビリテーション、モビライゼーション、リラクゼーション、あんまマッサージを直接的に提供するものではありません。

当デイサービスでは、お客様の介護保険での機能訓練等を安全に受けていただけるよう、上記の点を明確にご説明し、ご納得いただいた上でサービスを提供してまいります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

合同会社ライフハピネス
代表 稲谷俊明